



第78回 定時株主総会

招集ご通知

<お知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会におきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

開催日時

2020年 6月26日(金曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

開催場所

東京都港区白金台一丁目1番50号
シェラトン都ホテル東京 地下2階
「醍醐」

株式会社 コーセー

証券コード:4922



株主総会にご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

目 次

■ 招集ご通知

第78回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役5名選任の件	7
第3号議案 監査役2名選任の件	14
第4号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件	17
第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件	18
第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	19

■ 事業報告

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況	25
(2) 財産及び損益の状況	28
(3) 重要な親会社及び子会社の状況	28
(4) 対処すべき課題	29
(5) 主要な事業内容	30
(6) 主要な拠点等	30
(7) 従業員の状況	31
(8) 主要な借入先の状況	31
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項	31

2. 会社の現況

(1) 株式の状況	32
(2) その他株式に関する重要な事項	32
(3) 会社役員の状況	33
(4) 会計監査人の状況	37
(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	38
(6) 会社の支配に関する基本方針	42

■ 連結計算書類	43
----------	----

■ 計算書類	46
--------	----

■ 監査報告	49
--------	----

株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、この度の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆さまに謹んで哀悼の意を表すとともに、罹患されている方々や困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を2020年6月26日に開催いたしますので、ここに招集のご案内をさせていただきます。

この度の新型コロナウイルス感染症に係る影響により、我々は、これまでの“当たり前”を全て見直さざるを得ない非常事態に直面しております。

そのような状況だからこそ、生活に潤いや彩り、安らぎを提供する我々の使命と責任の重さを、改めて感じております。

この困難を克服することが新たな社会に向けた当社の変革の契機となるべく、より一層の努力を続け、世界で存在感のある“究極の高ロイヤルティ企業”として、美を通じて社会に貢献していくことで皆さまのご期待に応えてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



代表取締役社長
小林 一俊

証券コード 4922
2020年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目6番2号

株式会社 コーセー

代表取締役社長 小林 一 俊

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、政府や都道府県知事から外出自粛等が要請される状況に至っております。この状況を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、外出自粛等が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会におきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【郵送（書面）による方法】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。

【インターネット等による方法】

4ページから5ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

また、郵送（書面）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

なお、インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場所 東京都港区白金台一丁目1番50号
 シェラトン都ホテル東京 地下2階 「醍醐」

本年は感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項
 報告事項

1. 第78期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 取締役5名選任の件
 第3号議案 監査役2名選任の件
 第4号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件
 第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件
 第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて修正後の内容を掲載いたします。
- 当社は、法令及び定款の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類とインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております以下に掲げる事項とで構成されています。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

当社ウェブサイトアドレス <https://www.kose.co.jp/company/ja/ir/stock/meeting/>

<新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い>

- ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 会場入口付近では検温を実施させていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されて14日間が経過していない方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主さまは受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- 会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。会場へ入場される際には手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会に出席の役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、報告事項のご報告、決議事項の内容のご説明に当たり、招集ご通知に記載の事項やインターネットによる開示をしております事項につきましては、適宜これらの記載に委ね、口頭での詳細なご説明は控えさせていただきます。株主さまにおかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 本年は感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 株主総会にご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。下記当社ウェブサイトより発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

当社ウェブサイトアドレス <https://www.kose.co.jp/company/ja/ir/stock/meeting/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。
(賛否の記入をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。)

第 2 号 議 案	第 3 号 議 案
● 全員賛成の場合	>> 「賛」の欄に○印
● 全員反対する場合	>> 「否」の欄に○印
● 一部の候補者に反対する場合	>> 「賛」の欄に○印をし、 反対する候補者の番号をご記入ください。
第 1 号 議 案	第 4 号 議 案
第 5 号 議 案	第 6 号 議 案
● 賛成の場合	>> 「賛」の欄に○印
● 反対する場合	>> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

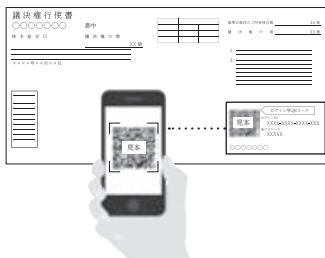
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



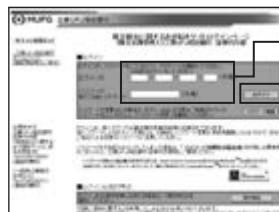
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時00分～午後9時00分)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

利益分配に関しましては、安定配当を基本としておりますが、今後の事業拡大のための内部資金の確保に配慮しつつ、財政状態、業績の進展状況、配当性向等を勘案し、株主への利益還元に取り組んでいく方針であります。この方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金95円
配当総額は5,419,129,270円となります。

なお、2019年12月10日に中間配当金として95円をお支払いしておりますので、年間配当金は、1株につき190円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役小林一俊、小林孝雄、小林勇介、戸井川岩夫及び菊間千乃の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案が承認可決されますと、本総会終結の時における取締役の員数は10名となり、うち3名が社外取締役となります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	こばやし かずとし 小林 一俊	当社代表取締役社長	再任
2	こばやし たかお 小林 孝雄	当社専務取締役	再任
3	こばやし ゆうすけ 小林 勇介	当社取締役	再任
4	きくま ゆきの 菊間 千乃	当社取締役	再任 社外 独立役員
5	まえだ ゆうこ 前田 裕子	—	新任 社外 独立役員

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立役員

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

こばやし

小林

かずとし

一俊

(1962年8月8日生)

再任



<略歴、当社における地位>

1986年4月 当社入社
1991年3月 当社取締役
1995年3月 当社常務取締役
2004年6月 当社代表取締役副社長
2007年6月 当社代表取締役社長（現任）

<担当>

—

<重要な兼職の状況>

株式会社アルピオン取締役

<所有する当社株式の数>

6,511,974株

<取締役候補者とした理由>

小林一俊氏は、当社取締役として長年にわたり経営に関与し、2007年より代表取締役社長に就任後、経営改革やグローバル展開の加速など様々な取組みにより、2013年度から6期連続で売上高及び経常利益ともに過去最高実績を更新いたしました。更なる高みを目指した中長期ビジョン「VISION2026」においても、より一層の強いリーダーシップを発揮していることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者番号

2

こばやし

小林

た か お

孝雄

(1965年4月6日生)

再任



<略歴、当社における地位>

1993年4月 当社入社
1998年6月 当社取締役
2013年6月 当社常務取締役
2014年6月 当社専務取締役（現任）

<担当>

—

<重要な兼職の状況>

コーセーコスメポート株式会社代表取締役社長

<所有する当社株式の数>

6,457,510株

<取締役候補者とした理由>

小林孝雄氏は、当社取締役として長年にわたり経営に関与し、2006年よりコーセーコスメポート株式会社の代表取締役社長に就任し、コスメタリー市場における急速なシェア拡大に大きく貢献をしております。2014年からは当社専務取締役として、グループ経営全般において貢献を果たしていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者番号

3

こばやし

小林

ゆうすけ

勇介

(1970年12月24日生)

再任

**<略歴、当社における地位>**

2000年4月 株式会社アルビオン入社
2005年9月 同社執行役員
2006年9月 同社取締役
2014年6月 当社取締役（現任）
2017年4月 株式会社アルビオン常務取締役（現任）

<担当>

—

<重要な兼職の状況>

株式会社アルビオン常務取締役 国際事業本部長、管理本部長

<所有する当社株式の数>

413,537株

<取締役候補者とした理由>

小林勇介氏は、グループ会社である株式会社アルビオンにおいて、常務取締役として事業拡大に貢献をしてまいりました。特に国際事業本部長として、長年にわたり海外経験を積み、その実績とともにグローバルな知識や知見を豊富に有しており、グループ全体に大きく影響を与えていることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者番号

4

きくま
菊間

ゆきの
千乃

(1972年3月5日生)

再任

社外

独立役員



<略歴、当社における地位>

1995年4月 株式会社フジテレビジョン入社
2011年12月 弁護士登録
弁護士法人松尾綜合法律事務所入所（現任）
2018年6月 当社取締役（現任）

<担当>

—

<重要な兼職の状況>

弁護士法人松尾綜合法律事務所 弁護士

<所有する当社株式の数>

—

<社外取締役候補者とした理由>

菊間千乃氏は、弁護士としての高度な専門知識を持ち、特に企業法務において高い見識を有しております。一方、マスメディア関連の経験も豊富に有していることから、幅広い視点から当社の経営に対し適切に指導や助言等をいただいております。同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により引き続き社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

5

まえだ

前田

ゆうこ

裕子

(1960年7月26日生)

新 任

社 外

独立役員



<略歴、当社における地位>

- 1984年4月 株式会社ブリヂストン入社
- 2003年9月 国立大学法人東京医科歯科大学知的財産本部
技術移転センター長・知財マネージャー
- 2009年10月 (兼)東京医科歯科大学客員教授
- 2011年10月 (兼)京都府立医科大学特任教授
- 2013年5月 株式会社ブリヂストン執行役員
- 2014年4月 (兼)国立研究開発法人海洋研究開発機構監事 (現任)
- 2017年1月 株式会社セルバンク取締役 (現任)
- 2019年3月 (兼)中外製薬株式会社社外監査役 (現任)

<担当>

—

<重要な兼職の状況>

- 中外製薬株式会社社外監査役
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構監事
- 株式会社セルバンク取締役

<所有する当社株式の数>

—

<社外取締役候補者とした理由>

前田裕子氏は、企業知的財産活用分野に関する高い専門性と、産学連携等における豊富な経験・知識を有しております。また、独立行政法人の委員や監事を経験される一方で、企業の取締役や社外監査役も経験されており、マネジメントの視点からも豊富な見識を有していることから、社外取締役候補者とするものであります。

【取締役候補者に関する特記事項】

1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 菊間千乃氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりです。
 - ①社外取締役に就任してからの年数について
社外取締役の就任期間につきましては、本総会終結の時をもって2年であります。
 - ②社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は菊間千乃氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、菊間千乃氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 菊間千乃氏は、株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 菊間千乃氏の戸籍上の氏名は吉田千乃であります。
5. 前田裕子氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりです。
当社は前田裕子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 前田裕子氏は、株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役岩淵信夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役鈴木一弘氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案が承認可決されますと、本総会終結の時ににおける監査役の員数は4名となり、うち2名が社外監査役となります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	たなべ 田部 信二	当社品質保証部シニアチーフマネージャー	新任
2	こばやし 小林 久美	—	新任 社外 独立役員

新任

新任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

独立役員

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

た な べ し ん じ
田部 信二

(1961年11月24日生)

新任



<略歴、当社における地位>

1984年 4 月 当社入社
2015年 3 月 当社研究所技術情報管理室長
2017年 3 月 当社品質保証部長
2019年 3 月 当社品質保証部シニアチーフマネージャー（現任）

<重要な兼職の状況>

—

<所有する当社株式の数>

—

<監査役候補者とした理由>

田部信二氏は、当社入社以来長年にわたり研究分野に携わり、2015年からは技術情報管理室長として研究にかかわる全ての技術情報の統括管理に貢献をしております。2017年からは品質保証部長として、商品の品質保証水準の向上や、お客様相談室への消費者の声を的確に反映するための仕組みづくり等に成果を上げてまいりました。これらの経験と知見を有していることから、監査役候補者とするものであります。

候補者番号

2

こばやし

小林

くみ

久美

(1979年11月2日生)

新任

社外

独立役員



<略歴、当社における地位>

2006年3月 公認会計士登録
 2006年9月 G C A株式会社入社
 2016年3月 櫻井・小林公認会計士事務所パートナー（現任）
 2017年4月 Tokyo Athletes Office株式会社代表取締役（現任）
 2019年6月 株式会社スポカチ取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

櫻井・小林公認会計士事務所パートナー
 Tokyo Athletes Office株式会社代表取締役
 株式会社スポカチ取締役

<所有する当社株式の数>

—

<社外監査役候補者とした理由>

小林久美氏は、公認会計士としての会計・財務に関する高度な専門知識を有し、国内外における数多い業務経験を積まれております。また、M&Aやコーポレート・ファイナンスの実務にも精通しており、これらの幅広い経験と豊富な知識に基づき、監査の実効性を高めるための適切な指導や助言をいただけると判断したことから、社外監査役候補者とするものであります。

【監査役候補者に関する特記事項】

1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林久美氏は、社外監査役候補者であり、社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりです。
 当社は小林久美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
3. 小林久美氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
4. 小林久美氏の戸籍上の氏名は野尻久美であります。

第4号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

当社は、本総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、2020年5月25日開催の当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い在任中の取締役6名に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内でそれぞれ本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は、取締役を退任する時といたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役とその略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
小 林 一 俊	1991年3月 当社取締役 2007年6月 当社代表取締役社長（現任）
小 林 孝 雄	1998年6月 当社取締役 2014年6月 当社専務取締役（現任）
熊 田 篤 男	2013年6月 当社取締役 2019年6月 当社専務取締役（現任）
小 林 正 典	2013年6月 当社取締役 2017年6月 当社常務取締役（現任）
澁 澤 宏 一	2013年6月 当社取締役 2018年6月 当社常務取締役（現任）
柳 井 陸 仁	2017年6月 当社取締役（現任）

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

監査役鈴木一弘氏は本総会終結の時をもって退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
鈴木 一 弘	2015年6月 当社常勤監査役（現任）

また、当社は、本総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、2020年5月25日開催の当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い在任中の監査役1名に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は、監査役を退任する時といたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる監査役とその略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
松 本 昇	2019年6月 当社常勤監査役（現任）

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の当社第65回定時株主総会において、年額18億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は10名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の割当てを受けた日から当社の取締役を退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【ご参考】

当社の役員報酬制度の概要

1. 役員報酬の基本方針

当社の取締役、監査役の報酬（以下、「役員報酬」という。）は、中長期的な企業価値の向上を実現するべく、その基本方針を以下の観点から具体化し、設計・運用しています。

- ・当社グループの、グローバルかつボーダレスな成長の実現を可能とする報酬制度であること
- ・優秀な人材を登用・確保できる、適正な競争力を有する報酬水準であること
- ・独立性・客観性・透明性の高い報酬制度とし、お取引先、お客様、株主、従業員等のステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること

2. 報酬水準

役員報酬の水準は、当社の経営環境を考慮し、かつ、同業他社や同規模の主要企業の報酬水準を外部データベース等も用いて調査・分析した上で、適正な水準となるよう決定しています。

3. 報酬構成

(1)取締役（社外取締役を除く。）

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、短期・中期・長期に経営目標を達成し、企業価値の持続的な向上に対する動機付けを図るため、役割に応じた「基本報酬」と、会社業績や株価等に応じた「業績連動報酬」により構成されます。

さらに、「業績連動報酬」は「賞与」と「株式報酬」により構成されます。

なお、「株式報酬」は、2020年度より新たに特定譲渡制限付株式の仕組みを利用して、各対象者に当社普通株式を交付する制度としています。具体的には、対象者に対して譲渡制限期間等のために服する当社普通株式を毎年交付し、退任時に譲渡制限を解除するものです。

また、取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。

①報酬項目の概要

【基本報酬】

職責の大きさや役割に応じて役位ごとに金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

【賞与】

単年度の会社業績向上に対するインセンティブとして支給します。

評価指標は連結売上高、連結営業利益の他、事業領域別の売上高及び営業利益等とし、当該指標を選択した理由は、当社中長期計画において重要経営指標として掲げているためです。各指標の単年度の目標額に対する達成度に応じて、基準額の0%～200%の範囲で変動します。

売上高にかかる指標と営業利益にかかる指標の評価割合は、概ね以下のとおりです。

指 標	評価割合
売上高にかかる指標	50%
営業利益にかかる指標	50%

各取締役の個別に管掌する事業領域については、当該事業領域の評価のウエイトを高く設定することで、管掌する事業領域における責任を果たせるような報酬体系としています。

【株式報酬】

株式数固定の譲渡制限期間等のために服する当社普通株式を毎年交付し、退任時に譲渡制限を解除します。

評価指標は当社の株価とし、当該指標を選択した理由は、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高めること、及び株主の皆様との一層の利害共有を進めるためです。

なお、指標が株価であることから、目標は設定しておりません。

②報酬構成比率

代表取締役社長における、報酬構成比率は以下のとおりです。

報酬の種類	構成比率
基本報酬	65%
賞与	25%
株式報酬	10%

社長以外の役位においては、役位が上がるごとに基本報酬の割合を減らし、賞与と株式報酬の割合を増やす方針としています。

今後、中長期かつ持続的な成長のために、株式報酬を中心に、報酬構成比率を定期的に見直す予定です。

(2) 社外取締役

独立した立場から経営の監督機能を担うことから、社外取締役の報酬は固定報酬である「基本報酬」のみで構成され、業績により変動する賞与及び株式報酬は支給されません。

(3) 監査役

監査役に対する報酬については、その職務等に鑑み固定報酬である「基本報酬」のみとし、賞与及び株式報酬は支給されません。各監査役の基本報酬の額は、職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定いたします。

4. 決定プロセス

役員報酬は、株主総会において取締役及び監査役に区分して定められた、各々の総額の範囲内において各役員に配分するものとしております。

その配分は、役員報酬制度の客観性・透明性を確保するために、社外役員を中心とした指名・報酬委員会でその妥当性について審議の上、取締役会でその決定を代表取締役社長に再一任する旨を決議しております。また、監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

以 上

【ご参考】

第2号及び第3号議案が承認可決されたのちの役員体制

取締役10名（うち社外取締役3名）

監査役4名（うち社外監査役2名）

氏 名	地 位	属 性	備 考
小 林 一 俊	代表取締役社長	再 任	指名・報酬委員会委員
小 林 孝 雄	専務取締役	再 任	
熊 田 篤 男	専務取締役		
小 林 正 典	常務取締役		
澁 澤 宏 一	常務取締役		指名・報酬委員会委員
小 林 勇 介	取 締 役	再 任	
柳 井 陸 仁	取 締 役		
菊 間 千 乃	取 締 役	再 任 社 外 独立役員	指名・報酬委員会委員
湯 浅 紀 佳	取 締 役	社 外 独立役員	指名・報酬委員会委員
前 田 裕 子	取 締 役	新 任 社 外 独立役員	指名・報酬委員会委員
松 本 昇	常 勤 監 査 役		
田 部 信 二	常 勤 監 査 役	新 任	
深 山 徹	監 査 役	社 外 独立役員	指名・報酬委員会委員
小 林 久 美	監 査 役	新 任 社 外 独立役員	指名・報酬委員会委員

- (注) 1. 役付取締役は本株主総会終了後の取締役会にて、常勤監査役はその後の監査役会において、決定いたします。
2. 指名・報酬委員会は、当社の取締役、監査役及び執行役員の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を目的とし、社長による取締役会への「指名・報酬等に関する提案」を審議する機関です。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

ア. 全般の状況

当期における日本経済は、相次ぐ自然災害の影響などで弱さがみられる中、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移しましたが、足元では新型コロナウイルス感染症の影響により、大変厳しい状況にあります。化粧品業界におきましては、2019年度の経済産業省化粧品出荷統計（暦年）によりますと、販売個数・販売金額ともに前年と比べ増加しました。また、海外において当社グループが主に事業展開しているアジア・米国経済につきましても、アジアでは一部で景気減速もみられましたが、米国では景気回復の動きが続きましました。

このような市場環境の中、当社グループは、創業80周年に向けて更なる成長ステージを目指した中長期ビジョン「VISION2026」を掲げ、企業の成長を支える強い経営基盤をベースとしながら、そのリソースを最大限に活用し、独自の価値創造を絶えず行っていくことにより、グローバルかつボーダレスな成長を目指してきました。

当期における当社グループの業績につきましては、アジアの販売は引き続き好調に推移しましたが、日本においてインバウンド売上の減少や消費増税に伴う駆け込み需要の反動減に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、売上高は前期比1.6%減の327,724百万円（為替の影響を除くと0.5%減）となりました。なお、連結売上高に占める海外売上高の割合は32.1%となりました。

利益につきましては、売上高の減少と販売費及び一般管理費は増加しましたが、厳しい環境下でも利益を確保できるよう努めた結果、営業利益は40,231百万円（前期比23.2%減）となりました。また、為替差損が発生した一方で、受取利息、還付消費税等の発生により、経常利益は40,932百万円（同24.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は26,682百万円（同27.9%減）となりました。

イ. 事業別の状況
企業集団の業績（連結）

事業区分	売上高 百万円	構成比 %	前期比 %	主 要 製 品
化粧品事業	251,894	76.9	98.8	コスメデコルテ、エスプリーク、ルシェリ、プレディア、雪肌精、ONE BY KOSÉ、インフィニティ、ジルスチュアート、アディクション、タルト、アルビオン製品等
コスメタリー事業	71,912	21.9	96.4	ファシオ、エルシア、ヴィセ、ネイルホリック、ソフティモ、クリアターン、サンカット®、ジュレーム、ビオリス、スティーブンノル ニューヨーク、雪肌粋等
そ の 他	3,916	1.2	115.3	アメニティ製品、製品の受託生産等
合 計	327,724	100.0	98.4	—

(ア) 化粧品事業

化粧品事業につきましては、ハイプレステージ領域において、「デコルテ」「インフィニティ」「雪肌精みやび」等はプラス成長となりましたが、株式会社アルビオン及び米国タルト社がマイナス成長となりました。また、プレステージ領域におきましては、メイクブランドの「エスプリーク」はプラス成長となりましたが、「雪肌精」等がマイナス成長となりました。これらの結果、当事業の売上高は251,894百万円（前期比1.2%減）、営業利益は44,663百万円（同13.1%減）となりました。

(イ) コスメタリー事業

コスメタリー事業につきましては、「スティーブンノル ニューヨーク」及びコーセーコスメポート株式会社が展開するヘアケアブランド「ビオリス」やエイジングケアブランド「グレイスワン」等は好調に推移しましたが、「クリアターン」のインバウンド売上が減少、「リンメル」の販売ライセンス終了による影響や、「ヴィセ」等のメイクブランドがマイナス成長となった結果、売上高は71,912百万円（前期比3.6%減）、営業利益は211百万円（同95.8%減）となりました。

(ウ) その他

その他の事業につきましては、アメニティ製品の販売やOEM生産の受注が増加した結果、売上高は3,916百万円（前期比15.3%増）、営業利益は1,283百万円（同16.5%減）となりました。

(注) 上記(ア)、(イ)、(ウ)の営業利益の計算には個々の事業に配分していない営業費用（当社管理部門費用の一部及び基礎研究費等）を含んでおりません。

- ② 設備投資等の状況
当期の設備投資の総額は19,286百万円であり、その主なものは次のとおりであります。
- ・狭山工場基礎ボトルライン増強
 - ・先端技術研究所
 - ・アルビオン熊谷工場新生産棟
 - ・アルビオン情報システム
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第75期 2017年3月期	第76期 2018年3月期	第77期 2019年3月期	第78期(当期) 2020年3月期
売上高 (百万円)	266,762	303,399	332,995	327,724
経常利益 (百万円)	39,564	48,508	53,976	40,932
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	21,657	30,611	37,004	26,682
1株当たり当期純利益 (円)	379.66	536.63	648.71	467.76
総資産 (百万円)	247,191	270,370	300,162	308,606
純資産 (百万円)	177,130	198,607	224,841	240,202
1株当たり純資産額 (円)	2,871.60	3,227.07	3,660.77	3,920.41

(注) 「1株当たり当期純利益」は、保有する自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出し、「1株当たり純資産額」は、保有する自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出し、銭未満を四捨五入し表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
コーセー化粧品販売株式会社	300百万円	100.00%	化粧品卸売
株式会社アルピオン	760百万円	79.53%	化粧品製造・卸売
コーセーコスメポート株式会社	30百万円	100.00%	化粧品卸売
T a r t e , I n c .	159 US\$	98.04%	化粧品卸売

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

③ 企業結合の経過及び成果

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、お客様に心から満足していただける優れた品質の化粧品とサービスを提供したい、という信念のもとに経営に取り組んでまいりました。この思いは、画期的なファンデーションや業界初の美容液などの創造的な化粧品を生み出す研究開発力や生産技術力、生活者ニーズに合ったブランドを様々な販売チャンネルを通じてお客様に提供する「独自のブランドマーケティング」の展開などに具現化され、発展の原動力にもなっております。

当社グループは、今後もこれら3つの強みを最大限に発揮し、「世界で存在感のある企業への進化」を目指し、事業運営を行ってまいります。

コーセーグループの将来像「世界で存在感のある企業への進化」

目指す姿「究極の高ロイヤルティ企業」

～魅力に溢れるブランドで埋め尽くされたポートフォリオ～

- ・憧れの存在…誰もが知っていて、誰もが憧れ、誰からも一目置かれる存在
- ・唯一無二の存在…オリジナリティが高く、他社のどことも似ていない“孤高”の存在
- ・かけがえのない存在…リピート率や顧客固定化率が高く、顧客にとって「なくてはならない」存在

また同時に、法令等遵守の徹底やサステナビリティへの取り組みに一層注力することで、社会的責任を果たしてまいります。

② 目標とする経営指標

当社グループは、売上高営業利益率及び総資産事業利益率（ROA）、自己資本当期純利益率（ROE）の向上を重要な経営指標としております。

注）総資産事業利益率＝（営業利益＋受取利息、配当金）／総資産（期首期末平均）×100

自己資本当期純利益率＝親会社株主に帰属する当期純利益／自己資本（期首期末平均）×100

③ 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、創業80周年に向けて更なる成長ステージを目指した中長期ビジョン「VISION2026」を推進しております。

「VISION2026」では、売上高500,000百万円、営業利益率16%以上を経営目標とし、その実現に向けたロードマップとして、「グローバルブランド拡充と顧客接点の強化（Phase I）」、「世界での存在感拡大と更なる顧客体験の追求（Phase II）」、「世界のひとりひとりに存在感のある顧客感動企業への進化（Phase III）」の3つのフェーズを経て、世界で存在感のある企業への進化を目指してまいります。

2018年4月に掲げた以下基本戦略のもと、引き続き「グローバルブランド拡充と顧客接点の強化（Phase I）」に取り組んでまいります。

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
化粧品事業	5,672名	6名減
コスメタリー事業	198名	2名増
その他	525名	47名増
全社(共通)	1,851名	86名増
合計	8,246名	129名増

- (注) 1. 上記従業員数は就業員数であり、嘱託・パート5,814名(年平均)は含まれておりません。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,284名	3,181名減	36.3歳	12.4年

- (注) 1. 上記従業員数は就業員数であり、当社からの出向者4,346名及び嘱託・パート319名(年平均)は含まれておりません。
2. 従業員数が前事業年度と比べて減少した主な理由は、組織体制の変更に伴いコーセー化粧品販売株式会社へ転籍したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 60,592,541株 |
| ③ 株主数 | 15,171名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
小 林 一 俊	6,511	11.42
小 林 孝 雄	6,457	11.32
小 林 正 典	6,332	11.10
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	5,148	9.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,332	4.09
小 林 和 夫	1,926	3.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,537	2.69
小 林 保 清	1,503	2.63
公益財団法人コスメトロジー研究振興財団	1,279	2.24
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	841	1.48

- (注) 1. 上記のほか、当社は自己株式3,549千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合：5.86%）を所有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 2020年3月27日付で、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー及びその共同保有者であるキャピタル・インターナショナル株式会社、キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル、キャピタル・インターナショナル・インクの変更報告書が公衆の縦覧に供されております。当該変更報告書において、2020年3月20日現在で同社が7,010千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	小林 一 俊	株式会社アルピオン取締役
専務取締役	小林 孝 雄	コーセーコスメポート株式会社代表取締役社長
専務取締役	熊 田 篤 男	コーセー化粧品販売株式会社代表取締役社長
常務取締役	小林 正 典	マーケティング本部長
常務取締役	澁 澤 宏 一	リスクマネジメント担当 及び 社長室・経営企画部・総務部・法務部・情報統括部・国内連結関係会社担当 コーセー化粧品販売株式会社監査役 コーセーコスメポート株式会社監査役 株式会社アルピオン取締役
取 締 役	小林 勇 介	株式会社アルピオン常務取締役 ALBION Cosmetics (America), Inc. President
取 締 役	柳 井 陸 仁	欧米事業部長 及び 欧米エリア関係会社担当 Tarte, Inc. Director (Chairman) KOSE America, Inc. Director
取 締 役	戸 井 川 岩 夫	日比谷 T & Y 法律事務所弁護士 日本農薬株式会社社外取締役
取 締 役	菊 間 千 乃	弁護士法人松尾綜合法律事務所弁護士
取 締 役	湯 浅 紀 佳	三浦法律事務所パートナー弁護士
常 勤 監 査 役	鈴 木 一 弘	
常 勤 監 査 役	松 本 昇	
監 査 役	岩 渕 信 夫	公認会計士岩渕信夫事務所公認会計士 株式会社ビジネスブレイン太田昭和社外取締役監査等委員 (常勤) 株式会社ウイルプラスホールディングス社外監査役
監 査 役	深 山 徹	深山法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役戸井川岩夫、菊間千乃、及び湯浅紀佳の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岩渕信夫、及び深山徹の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役岩渕信夫氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、戸井川岩夫、菊間千乃、湯浅紀佳、岩渕信夫、及び深山徹の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 菊間千乃氏の戸籍上の氏名は吉田千乃であります。
6. 湯浅紀佳氏の戸籍上の氏名は國井紀佳であります。
7. 2019年6月27日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、荒金久美氏は監査役を辞任いたしました。
8. 当社は、執行役員制度を導入しております。当事業年度末現在の各執行役員の氏名及び主な担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	主 な 担 当
上席執行役員	新 本 浩 一	生産部長、コーセイインダストリーズ株式会社代表取締役 生産部・S C M統括部・購買部担当
上席執行役員	牛 村 稔	人事部長
上席執行役員	望 月 慎 一	経理部長
執 行 役 員	林 忠 信	S C M統括部長
執 行 役 員	長 谷 川 匠	商品デザイン部長、品質保証部担当
執 行 役 員	林 昭 伸	研究所長
執 行 役 員	藤 原 功	コーセイ化粧品販売株式会社常務取締役
執 行 役 員	新 井 則 之	コーセイ化粧品販売株式会社戦略事業推進部長
執 行 役 員	原 谷 美 典	経営企画部長
執 行 役 員	堀 田 昌 宏	マーケティング本部副本部長 商品開発部長及び美容開発部担当
執 行 役 員	小 椋 敦 子	情報統括部長
執 行 役 員	松 原 徹	デジタルマーケティング戦略部長、マーケティング政策室担当
執 行 役 員	宮 田 康 弘	アジア事業部長、アジアエリア関係会社担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
	名	百万円
取 (う ち 社 外 取 締 役)	9 (3)	838 (29)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	6 (3)	71 (21)
合 (う ち 社 外 役 員 計)	15 (6)	909 (51)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第65回定時株主総会において年額1,800百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第65回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。
4. 上記支給人員には2019年6月27日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
5. 支給額には、事業年度中に係る役員退職慰労引当金として費用処理した繰入額420百万円(取締役6名416百万円、監査役3名3百万円)及び当事業年度に係る役員賞与123百万円(取締役6名)が含まれております。
6. 上記のほか、2019年6月27日開催の第77回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金4百万円(監査役1名)を支給しております。なお、支給額には当事業年度及び過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

ア. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

「①取締役及び監査役の状況」（33ページ）に記載の社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
	回	%	回	%
取締役 戸井川 岩 夫	13	100	—	—
取締役 菊 間 千 乃	13	100	—	—
取締役 湯 浅 紀 佳	11	100	—	—
監査役 岩 渕 信 夫	13	100	11	100
監査役 深 山 徹	11	100	9	100

(注) 取締役湯浅紀佳、監査役深山徹の両氏は、2019年6月27日開催の第77回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。なお、両氏の就任以降の取締役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は9回であります。

(イ) 取締役会における発言状況

取締役戸井川岩夫、菊間千乃、及び湯浅紀佳の各氏は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。

(ウ) 取締役会及び監査役会における発言状況

監査役岩渕信夫氏は、主に公認会計士としての専門的な見地から、また監査役深山徹氏は、主に弁護士としての専門的な見地から適宜意見を述べるなど、妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	83
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	100

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Tarte, Inc.につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。なお、株式会社アルピオンにつきましては、EY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 非監査業務の内容

当社はEY新日本有限責任監査法人に対して、収益認識基準サポートに対する対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

当社は、業務の適正を確保するために次の体制を整備し、グループの全役職員により遂行される内部統制の仕組みの充実に努める。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款及び「取締役会規程」その他「稟議規程」等に従い、定期的又は、必要に応じて取締役会を開催し、取締役の職務執行を相互に監督する。取締役は取締役会の決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

監査室は「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、内部監査結果に関して、監査役へ報告する。

当社における「コンプライアンス」とは、法令遵守のみならず、「正しきことに従う心」をもって社会的倫理に則った行動をとることをいう。

コンプライアンス推進体制及び活動は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づくものとし、その活動内容は「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」によって、定期的に取り締役に報告される。

「コンプライアンス推進委員会」は取締役及び使用人に対する研修などの啓蒙活動を行う。

内部通報窓口として社内窓口に加え社外窓口を設置し、取締役及び使用人からの報告・相談に対応する体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の業務執行の意思決定に係る重要な情報を、法令及び社内規程に定めるところにより、適切に保存・管理し、取締役及び監査役はいつでもこれを閲覧できる。

会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い、適時かつ適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の持続的発展を脅かすあらゆるリスク、特にコンプライアンス問題、品質問題、情報セキュリティ問題、市場問題、災害発生、その他の様々なリスクに対処すべく、リスクを適切に認識し、管理するための規程として「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。この規程に則り、個々のリスクに対する管理責任者を任命し、リスク管理体制の整備を推進する。

リスク管理を統括する「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、その審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告させるとともに、リスク管理方針の策定、リスク対応状況の点検・フォロー、リスクが顕在化した時の対応協議など、リスク管理体制の充実に努める。

危機管理に関する規程「危機管理規程」を定め、重大なリスクが顕在化した場合に被害を最小限に抑制するために迅速かつ適切に対処できる体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各取締役の管掌範囲・権限・責任の明確化を図るとともに、独立性のある社外役員による監視・監督により取締役による適正かつ効率的なグループ経営を実現する。

取締役会は「取締役会規程」に付議事項・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。また、業務執行の意思決定の効率化のための経営会議を設置する。

執行役員制度を採用し、迅速な職務の執行を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社を統括主管する責任者を定めるとともに、関係会社に対して原則として当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。

関係会社を統括主管する責任者は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社に経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項を報告させる。

関係会社の業務活動全般も監査室による内部監査の対象とし、監査室は「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性などにつき、定期的に内部監査を実施する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の趣旨に則り、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告する。また、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、監査役としての職務を補助する監査役スタッフとして、取締役からの独立性を確保した使用人を配置する。
監査役スタッフの人事上の取扱いに関しては、常勤監査役の承認を前提とする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び執行役員は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、役職者は、当社及びグループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告する。使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実などを直接報告することができる。
- ⑨ 監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制
当社が制定するコンプライアンスに関する運用マニュアルに基づき、当社グループの取締役及び使用人が前項の報告を行ったときは、当該報告者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。また、当該報告者に関する情報及び報告内容は、厳重な管理を行う。
- ⑩ 監査役としての職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の請求をしたときには、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ 上記の他監査役としての職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査室は監査役と各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的な情報交換及び連携を図る。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の不当な要求には応じないことを「コーセーグループ行動規範」で明確に宣言し、全社的に取り組むとともに、本社総務部が統括部門となり、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携を取りながら、組織的に対応する。また、当社及び関係会社においては、必要に応じて取引先の事前の審査を行い、取引契約書の中に反社会的勢力排除条項を設ける。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

・取締役の職務執行に関して

取締役会を当期において13回開催し、法令や定款及び取締役会規程に定められた事項や経営戦略等の重要事項を決議するとともに、取締役の業務執行状況や、月次の決算報告を行っております。取締役会の審議資料は事前配布及び必要に応じて事前説明を実施し、出席者が十分な準備を行えるよう配慮しており、取締役会の議事録その他稟議書など取締役の職務執行に係る資料については、社内規程に基づき、適切に保存、管理を行っております。

また、第三者機関を活用し、取締役会の実効性に関する評価を実施することで、取締役会の機能向上に努めております。

・リスクマネジメントに関して

リスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、毎月、「リスクマネジメント推進委員会」を開催し、リスク対策実施状況の確認やリスクの未然防止に努め、リスクマネジメント担当役員へ随時報告しております。また、担当役員より、適宜リスクマネジメント・コンプライアンス委員長へ推進委員会の活動報告を行っており、更に年に一度、取締役会で、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を通じてその内容を報告しております。併せて、毎年各部門におけるリスクの分析を行い、個別課題毎に、「リスクマネジメント推進委員会」が具体策を検討・実行・推進する責任を有するリスク対応主管部署を定め、リスク対策を計画的に策定・実施したうえで、定期的に対策の効果を検証し、当該リスクの影響度及び発生頻度の再評価を行い、必要に応じて新たな対策の立案を行っており、同様に取締役会に報告しております。

また、各種法令や環境変化の情報共有の場として、役員・管理職・監督職に向けて、リスクマネジメント説明会を毎年開催しております。全社的なリスクマネジメント推進活動の定着を目的に、近年の事例を取り入れながら、周知徹底の取り組みを継続しております。

・コンプライアンスに関して

リスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、毎月、「コンプライアンス推進委員会」を開催し、社内外の内部通報窓口への報告・相談に対する対応、コンプライアンスに関する情報発信、啓蒙活動等を行い、その内容をリスクマネジメント担当役員へ随時報告しております。また、担当役員より、適宜リスクマネジメント・コンプライアンス委員長へコンプライアンス推進委員会の活動報告を行っており、更に年に一度、取締役会で、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を通じてその内容を報告しております。

また、毎年、コンプライアンスにおける重要なテーマを設定し、海外関連会社を含む社員を対象として、コンプライアンスeラーニングを実施しております。更に、ビューティコンサルタント向けの定期的な啓発や、対象者別研修として関連会社や部門毎に対して受講者に合わせた内容を選定した、コンプライアンスの個別のセミナーを当期において12回開催し、コンプライアンスについて周知徹底の取り組みを継続しております。

- ・ 関連子会社管理に関して

グループガバナンス強化のため、関連会社に当社から取締役・役職者等を派遣し、経営のモニタリングを行うとともに、「関係会社管理規程」に基づき、統括主管責任者である取締役及び各関係会社の主管責任者に加え、経理部門が経営状況を継続的に確認し、取締役会(又は経営会議)に報告しております。

- ・ 監査役に関して

監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議への出席、当社及び国内外関連会社の拠点往査、当社及び重要な関連会社の代表取締役その他の役員及び経営幹部との意見交換、関連会社の監査役との情報交換等により、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。また、内部監査部門、会計監査人等と定期的に意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性を高めております。監査役の職務補助のための、取締役からの独立性を確保した監査役スタッフを配置し、監査計画に基づき職務上必要と見込まれる費用を予算計上しております。

- ・ 規程の制定・改定に関して

当社は、必要に応じて、規程の制定を行い、毎年、各種規程の見直しを実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額	科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	204,438	205,241	流動負債	59,676	66,107
現金及び預金	97,556	94,385	支払手形及び買掛金	6,196	9,764
受取手形及び売掛金	38,371	44,773	電子記録債務	15,513	19,086
商品及び製品	35,775	34,121	短期借入金	727	600
仕掛品	3,472	3,005	リース債務	214	228
原材料及び貯蔵品	22,192	23,655	未払金	13,086	14,371
その他	7,146	5,383	未払費用	12,296	10,716
貸倒引当金	△77	△83	未払法人税等	4,232	7,661
固定資産	104,167	94,921	未払消費税等	1,537	632
有形固定資産	66,022	56,896	返品調整引当金	1,967	2,132
建物及び構築物	22,919	19,657	その他	3,903	913
機械装置及び運搬具	5,252	4,713	固定負債	8,727	9,213
工具、器具及び備品	8,570	7,101	リース債務	712	837
土地	17,569	17,566	役員退職慰労引当金	3,334	2,846
リース資産	643	837	退職給付に係る負債	4,346	4,435
建設仮勘定	11,068	7,020	その他	332	1,094
無形固定資産	14,774	15,669	負債合計	68,403	75,321
ソフトウェア	3,245	2,296	(純資産の部)		
のれん	5,794	6,675	株主資本	219,425	203,566
その他	5,733	6,697	資本金	4,848	4,848
投資その他の資産	23,370	22,355	資本剰余金	15	-
投資有価証券	13,433	11,664	利益剰余金	223,665	207,821
繰延税金資産	6,272	7,574	自己株式	△9,103	△9,102
その他	3,900	3,361	その他の包括利益累計額	4,208	5,256
貸倒引当金	△236	△245	その他有価証券評価差額金	4,434	3,750
資産合計	308,606	300,162	為替換算調整勘定	1,063	1,781
			退職給付に係る調整累計額	△1,289	△275
			非支配株主持分	16,569	16,018
			純資産合計	240,202	224,841
			負債純資産合計	308,606	300,162

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご 参 考) 前 期 金 額
売上高	327,724	332,995
売上原価	88,703	88,608
販売費及び一般管理費	239,020	244,387
営業利益	198,789	191,979
営業外収益	40,231	52,408
受取利息及び配当金	1,394	1,720
特許実施許諾	662	651
為替差益	16	38
その他	—	574
営業外費用	716	455
支払利息	693	151
償還	7	2
差損	—	10
運用損	517	—
その他	62	87
常利	105	50
特別利益	40,932	53,976
固定資産売却益	127	1,727
投資有価証券売却益	9	3
関係会社株式売却益	1	2
事業整理益	—	925
特別損失	115	796
固定資産処分損	693	754
投資有価証券評価損	419	463
関係会社株式評価損	147	9
減損	51	173
減損	76	108
税金等調整前当期純利益	40,365	54,949
法人税、住民税及び事業税	11,104	17,310
法人税等調整額	1,427	△1,363
当期純利益	27,833	39,002
非支配株主に帰属する当期純利益	1,151	1,997
親会社株主に帰属する当期純利益	26,682	37,004

連結株主資本等変動計算書
(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,848	-	207,821	△9,102	203,566
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△10,838		△10,838
親会社株主に帰属する当期純利益			26,682		26,682
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		15			15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	15	15,844	△0	15,858
当 期 末 残 高	4,848	15	223,665	△9,103	219,425

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	3,750	1,781	△275	5,256	16,018	224,841
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△10,838
親会社株主に帰属する当期純利益						26,682
自己株式の取得						△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	683	△717	△1,014	△1,047	550	△497
当 期 変 動 額 合 計	683	△717	△1,014	△1,047	550	15,360
当 期 末 残 高	4,434	1,063	△1,289	4,208	16,569	240,202

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額	科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	81,566	87,463	流動負債	32,090	41,311
現金及び預金	22,954	21,383	支払手形	617	1,394
受取手形及び売掛金	24,156	28,001	買掛金	3,695	4,684
商品及び製品	14,044	13,465	電子記録債務	10,361	13,856
仕掛品	1,627	1,131	未払金	6,763	7,526
原材料及び貯蔵品	12,357	14,575	未払費用	4,008	3,952
短期貸付金	649	5,692	未払法人税等	—	3,082
未収還付法人税等	2,771	—	預り金	5,392	5,399
その他	3,068	3,277	返品調整引当金	907	1,007
貸倒引当金	△64	△64	その他	343	407
固定資産	82,100	78,967	固定負債	5,100	5,677
有形固定資産	36,427	34,892	退職給付引当金	3,202	4,109
建築物	16,166	12,756	役員退職慰労引当金	1,392	975
構築物	552	538	その他	505	592
機械装置及び運搬具	4,318	3,987	負債合計	37,191	46,989
工具、器具及び備品	3,844	2,993	(純資産の部)		
土地	11,517	11,517	株主資本	122,148	115,807
建設仮勘定	28	3,098	資本金	4,848	4,848
無形固定資産	1,829	1,449	資本剰余金	6,390	6,390
ソフトウェア	1,246	894	資本準備金	6,390	6,390
その他	583	554	その他資本剰余金	0	0
投資その他の資産	43,842	42,625	利益剰余金	120,013	113,671
投資有価証券	12,238	10,600	利益準備金	774	774
関係会社株式	27,101	26,564	その他利益剰余金	119,238	112,896
長期貸付金	153	1,210	買換資産圧縮積立金	289	290
長期未収入金	15	602	別途積立金	62,907	62,907
差入保証金	1,634	1,452	繰越利益剰余金	56,041	49,698
繰延税金資産	2,598	3,768	自己株式	△9,103	△9,102
その他	200	222	評価・換算差額等	4,326	3,633
貸倒引当金	△99	△1,796	その他有価証券評価差額金	4,326	3,633
資産合計	163,666	166,430	純資産合計	126,475	119,441
			負債純資産合計	163,666	166,430

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご 参 考) 前 期 金 額
売 上 高	146,482	155,244
売 上 原 価	62,857	63,695
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	83,625	91,549
営 業 外 収 入	79,391	76,149
営 業 外 収 入	4,234	15,399
受 取 利 息	15,254	14,451
受 取 利 息	413	499
受 取 利 息	-	15
受 取 利 息	14,671	12,980
受 取 利 息	9	106
受 取 利 息	-	708
受 取 利 息	160	140
営 業 外 費 用	311	122
支 払 利 息	1	2
支 払 利 息	224	-
支 払 利 息	-	10
支 払 利 息	62	87
支 払 利 息	22	21
特 別 常 利 益	19,177	29,728
特 別 常 利 益	102	1,118
特 別 常 利 益	7	1
特 別 常 利 益	0	1
特 別 常 利 益	-	235
特 別 常 利 益	94	879
特 別 損 失	326	259
特 別 損 失	142	86
特 別 損 失	132	0
特 別 損 失	51	173
税 引 前 当 期 純 利 益	18,953	30,587
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	909	5,556
法 人 税 等 調 整	864	△414
当 期 純 利 益	17,180	25,445

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本 準備金	その 他 本 金 資 余 剰	利 益 準 備 金	その 他 利 益 剰 余 金					
					買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	4,848	6,390	0	774	290	62,907	49,698	△9,102	115,807	
当 期 変 動 額										
買換資産圧縮積立金の取崩					△1		1		－	
剰余金の配当							△10,838		△10,838	
当 期 純 利 益							17,180		17,180	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	△1	－	6,343	△0	6,341	
当 期 末 残 高	4,848	6,390	0	774	289	62,907	56,041	△9,103	122,148	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,633	3,633	119,441
当 期 変 動 額			
買換資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△10,838
当 期 純 利 益			17,180
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	692	692	692
当期変動額合計	692	692	7,033
当 期 末 残 高	4,326	4,326	126,475

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 コーセー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 科 博 文 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 中 計 士 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コーセーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コーセー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 コーセー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原科博文 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田中計士 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コーセーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

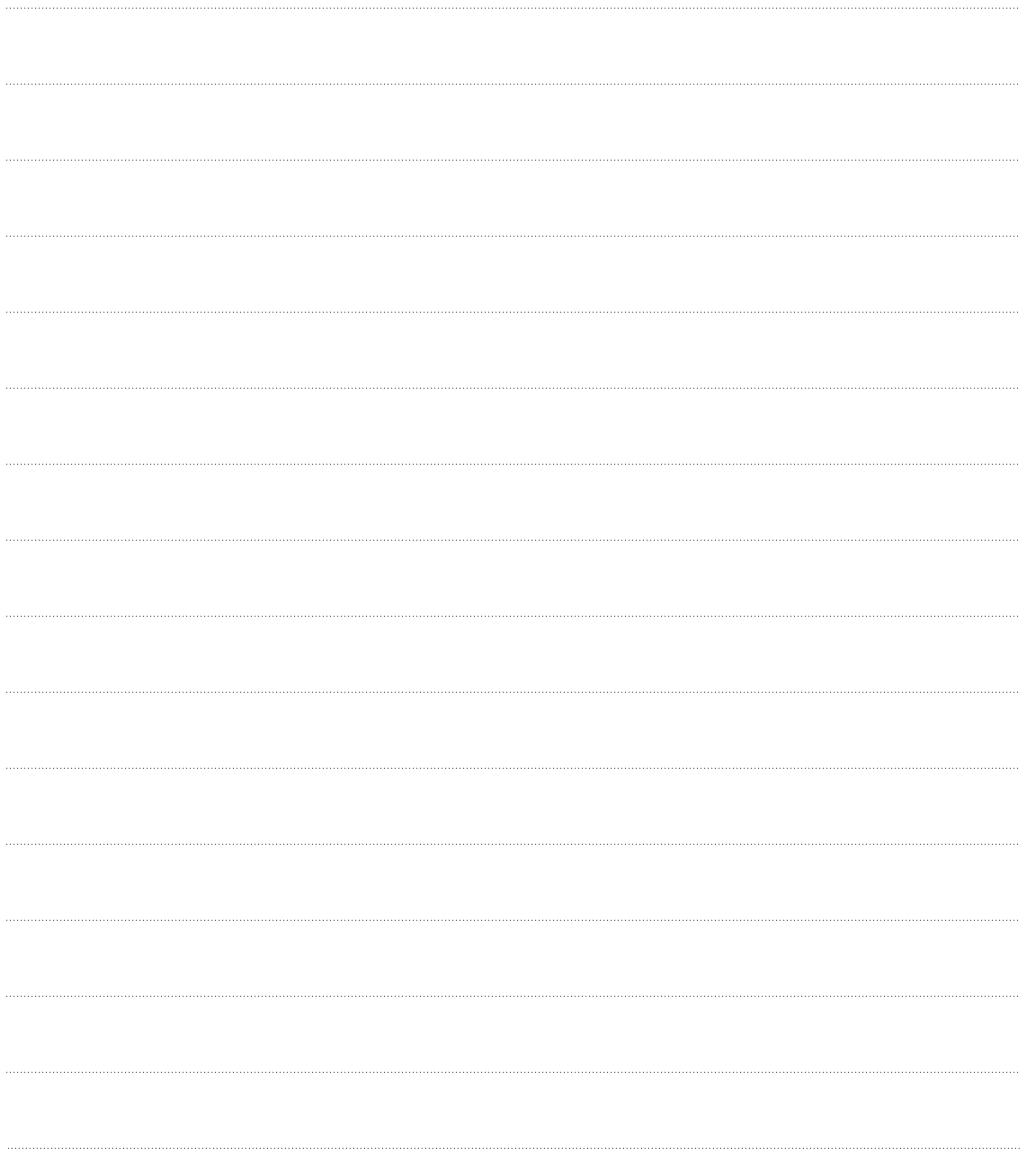
株式会社コーセー 監査役会

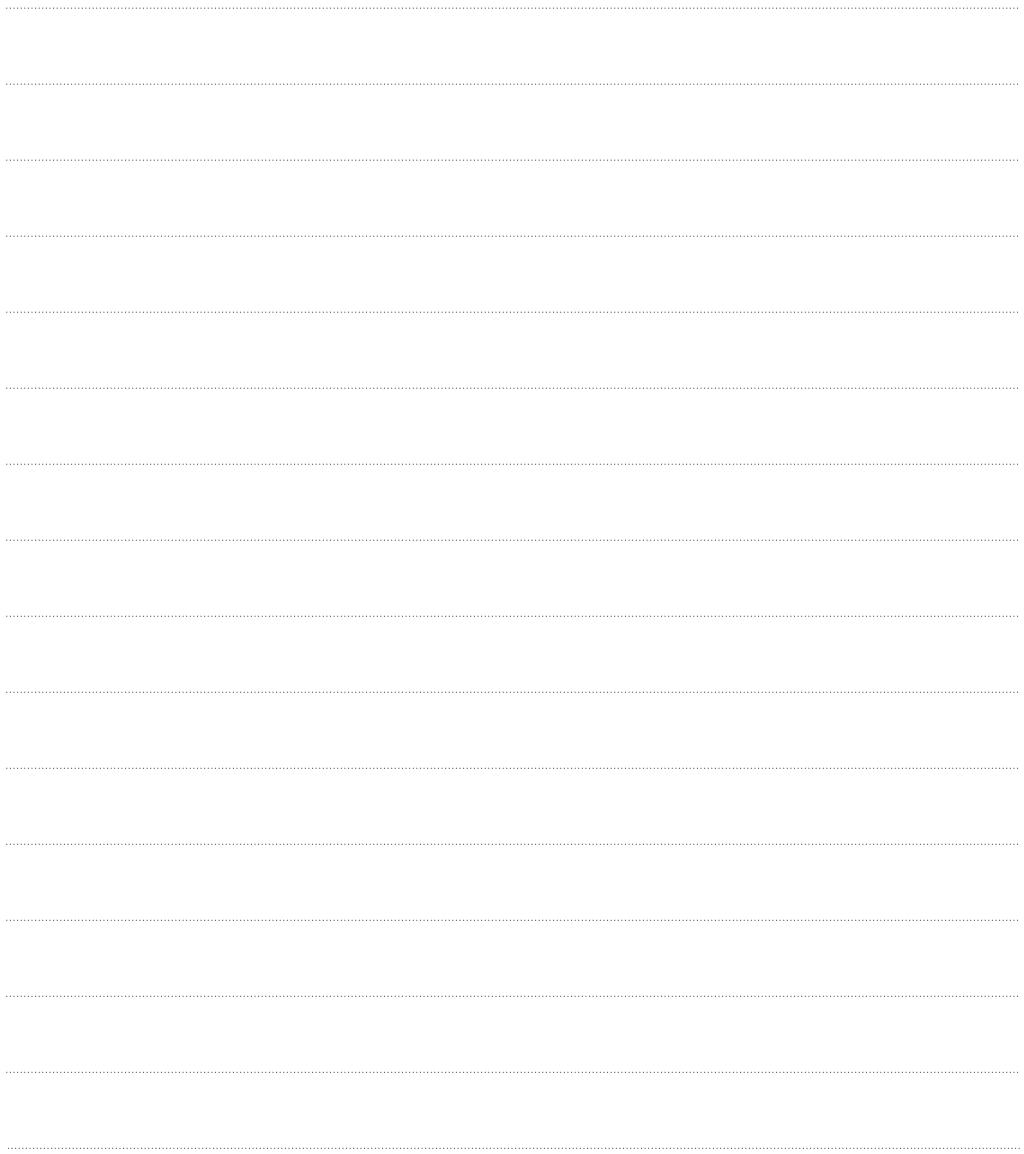
常勤監査役	松	本	昇	Ⓔ
常勤監査役	鈴	木	一弘	Ⓔ
社外監査役	岩	渕	信夫	Ⓔ
社外監査役	深	山	徹	Ⓔ

以上

メ 七

A series of 18 horizontal dotted lines for writing.





<ご参考>

サステナビリティへの取り組み

当社グループは、創業以来、独自の価値を込めた優れた品質の化粧品とサービスの提供を通じ、より良い社会の実現に貢献することを目指して取り組んでまいりました。世界が急速な変化の中にある今、今後もあらゆる人びとが幸せな生活を送ることができる地球の未来に向けて、これまで以上に寄与するため、2020年4月に「コーセー サステナビリティプラン」を発表しました。

サステナビリティ指針

美しい知恵 人へ、地球へ。

1991年から発信を続けているコーポレートメッセージ「美しい知恵 人へ、地球へ。」には、美の創造企業として、美にまつわるあらゆる知恵を出し合い、人々のために、そして大切な地球のために役立てるという、強い決意を込めています。このメッセージは、私たちが持続可能な社会に対する活動を進めるための指針としても発信していきます。

「コーセー サステナビリティプラン」では、本指針に基づき、「人へ」「地球へ」に向けた6つの取り組みテーマを策定しました。

基盤となるポリシー

正しきことに従う心

「正しきことに従う心」は、コーセー創業者である小林孝三郎の座右の銘でした。この言葉は、創業以来の企業精神の根幹であり、当社グループで働く全員が守るべき「行動憲章」として掲げています。

「コーセー サステナビリティプラン」では、本ポリシーに基づき、6つの遵守すべき項目を設定しました。

すべての事業活動において、サステナビリティの視点を組み込み実践することで、
事業の成長と共に、持続可能な社会の実現を目指します。

サステナビリティ指針

美しい知恵 人へ、地球へ。

人へ

社会に対する取り組みテーマ

- <アダプタブルな商品・サービスの提供>
- <美しく健康的で幸せな生活のサポート>
- <ジェンダーにとらわれず
活躍できる社会への貢献>

地球へ

環境に対する取り組みテーマ

- <ビューティを通じた環境課題への貢献>
- <事業地域の環境保全>
- <事業活動全体での環境負荷低減>

基盤となるポリシー
正しきことに従う心

コーポレート・
ガバナンス
の徹底

人権尊重

人材育成

透明性・公正性
のある
事業運営

安全・安心
な品質

お客さま
志向

「コーセー サステナビリティ プラン」で取り組む6つのテーマ

人へ

取り組みテーマ

コミットメント

貢献するSDGs目標

アダプタブルな
商品・サービスの提供

肌の色、ジェンダー、社会的・文化的・地理的背景、生活環境、宗教や信条、身体的特徴など、多様なバックボーンをもつ人々が、自信を持って美しく生きる社会へ貢献します。



美しく健康的で幸せな
生活のサポート

QOL(生活の質)の向上や、次世代への教育啓発活動、フェアトレード、サプライチェーンを含む労働環境の向上など、誰もが健康的で幸せな生活を送れるよう、社会的課題に積極的に取り組みます。



ジェンダーにとらわれず
活躍できる社会への貢献

社内・社外を問わず、日本はもちろん、世界のジェンダーギャップが解消されるための取り組みと、啓発活動を行います。



地球へ

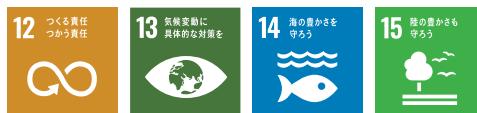
取り組みテーマ

コミットメント

貢献するSDGs目標

ビューティを通じた
環境課題への貢献

ビューティを基軸としながら、環境課題解決への取り組みを促進します。また、その取り組みを世の中に広く伝え、多くの生活者に環境課題への気づきを与え、ビューティを通じて課題解決の輪を広げます。



事業地域の環境保全

地域と共存共栄し、地域環境へ影響を与えうる生産拠点を中心に、環境保全に対する取り組みを行います。



事業活動全体での
環境負荷低減

CO₂排出量を削減し、気候変動問題に取り組みます。

プラスチック容器包装資材についてのサステナビリティに配慮した設計をすすめます。

責任ある水資源の利用をすすめます。

環境保護を推進し、社会と共に発展すべく、持続可能なパーム油調達を実現します。



サステナビリティ推進活動の事例

人へ

多様な働き方と働きがいの創出を実現するために、部門横断委員会を創設し、実効性のある制度等の検討をしてきました。2019年11月には、グローバル社会や市場の変化を見据え、多様な従業員の能力を活かすことを目標とした「ダイバーシティ&インクルージョン宣言」を発信し、取り組みを加速しています。

(株)コーセーとコーセー化粧品販売(株)では、産休を終えた従業員のうち100%が育児休暇を取得、その後、90%以上が職場復帰を実現しています。女性活躍推進への取り組みをはじめ、育児・介護など様々なライフイベントに対応し、あらゆる従業員がその能力を発揮できる環境づくりを行なっています。



地球へ

青く美しい地球を未来につなげることを目指し、2009年の夏から雪肌精「SAVE the BLUE」プロジェクトをスタートしました。当社グループを代表するスキンケアブランド「雪肌精」の売上の一部を寄附し、様々な環境保全や啓発活動を行っています。

2019年度には、沖縄県読谷村での養殖サンゴの移植延べ海底面積が25m公式プールの約28倍に達しました。また、初めて岩手県一関市の森で植樹を実施し、海だけでなく森の豊かさを守る活動も開始しました。

この活動は、日本を含めた世界10の国と地域(中国・台湾・香港・韓国・タイ・シンガポール・マレーシア・インドネシア・アメリカ/2019年度実績)にて、各エリア独自の地球環境保全活動を繰り広げています。



SAVE the BLUE



コーセー サステナビリティの詳細はこちら

[https://www.kose.co.jp/
company/ja/sustainability/](https://www.kose.co.jp/company/ja/sustainability/)

※スマートフォンやタブレットでもご覧いただけます。



株主総会 会場ご案内

会場

東京都港区白金台一丁目1番50号
シェラトン都ホテル東京 地下2階 「醍醐」

電話

(03) 3447-3111 (代表)



交通のご案内

■ 東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線

■ 東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線

白金台駅 を左へ進み、1つ目の信号の
2番出口 横断歩道を渡り、左へ進む 徒歩約8分

白金高輪駅 を左へ進み、2つ目の信号の
1番出口 横断歩道を渡る 徒歩約10分

- 当日は駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 株主総会にご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

株式会社 コーセー



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。